

○ 石川県警察速度管理指針の策定・公表について（通達）

令和2年7月30日付け交企乙達第79号、
交指乙達第61号、交規乙達第36号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成26年7月22日付け交企乙達第1028号ほか「石川県警察速度管理指針の策定・公表について（通達）」

交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等を更に推進するため対号により、県内の総合的な速度管理の考え方について指針（以下「速度管理指針」という。）を策定し、情報発信を行うこととしているが、速度管理指針の策定及び公表の要領等については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 速度管理指針の意義

速度管理指針は、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理を推進する上での警察本部の基本的な考え方や大綱方針を県民に示し、その理解を深めるために取りまとめるものである。

2 速度管理指針の策定・公表

(1) 速度管理指針の記載事項

速度管理指針には、次の事項を記載する。

ア 総合的な速度管理の必要性

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」（平成25年12月）において、総合的な速度管理が交通事故死者の減少のために必要であることの根拠として挙げられている「交通事故の発生状況」、「走行速度と交通事故等の関係」、「速度抑制による被害の軽減」及び「取締りと交通事故の関係」の各項目の記載内容を参考としつつ、車両の走行速度が交通事故の発生等に影響を及ぼした交通事故の実態等を示すなどして、県内における総合的な速度管理の必要性について記載すること。

イ 道路、地域等の特性に応じた分類と分類ごとの目標の提示

県内における速度管理を行う上で参考とすべき特性に着目し、生活道路、幹線道路、市街地等、それぞれの特徴を県民に分かりやすく示す大きくくりの分類に分けた上で、各分類に該当する区域における交通事故実態、道路の利用形態等の特徴を示しつつ、車両の速度の抑制、円滑な交通の確保等の分類ごとに実現を目指す速度管理の目標につい

て、分かりやすく記載すること。

なお、同一の分類であっても、季節、地理状況等によって、実現すべき目標が異なる場合には、分類を細分化することなどにより、県民に分かりやすいものとなるよう努めること。

ウ 分類ごとの施策の例示

上記イの分類ごとに、各分類に該当する区域の特徴を踏まえて、取り組むことが考えられる交通規制、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等の施策について例示し、当該施策を実施する目的や施策の要点等について具体的に記載すること。

エ 具体的な路線・地域等の例示

上記イ及びウの分類ごとの目標、施策等を県民に分かりやすいものとするため、具体的な路線名、地域名等の例示を記載すること。

(2) 速度管理指針の公表

速度管理指針の公表に当たっては、報道機関への提供やホームページへの掲載はもとより、各警察署においては、交通安全教育、交通指導取締り等のあらゆる機会を通じた積極的な情報発信に努めること。

3 留意事項

ア 交通警察各部門の緊密な連携

速度管理指針は、最高速度規制、交通指導取締り、交通安全教育等の交通警察各部門が担う業務に関連し、策定後も必要な検証と見直しを要するものであることから、その策定に当たっては、各部門間において緊密な連携を図った上で、交通企画課が策定すること。

イ その他の事項の記載

警察本部において、交通警察の活動について県民の理解を深めるために有効と認める場合には、上記2(1)以外の事項を速度管理指針に記載すること。

ウ 公安委員会、警察署協議会等における説明、意見聴取等

速度管理指針は、石川県公安委員会、警察署協議会等への説明、意見聴取等の結果を可能な限り踏まえたものとする。

エ 速度管理指針の検証と見直し

交通事故実態を始めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえるとともに、より合理的かつ県民に分かりやすいものとするため、速度管理指針の内容については、必要に応じ検証と見直しを図るものとする。